

4、將來之業上解雇若り出さず不願解雇ならんことを期
口及員數ヲ如キルベシ

ハ、在回答ハ多ク由ニシテ存存ス

ヲ内定シテ人選求書ヲ作成シ且多量減額案トシテ各

目ヨリ身ヲ死シ據出シ送判状ニ因テノ意向鑑

推テ事トシテ不勤ト為案成 裡ニ業ハ正年並社例

ニ對シ要求書ヲ提出スルニ然レシニ社例若シニ完テ

シハ冊七日ヨリヨリ罷免案依總ニ移テ下決議シ

新社方社人 松原安太郎ハ要求書ト案場ニ對シ

新社方社委員全ノ議ヲ強テ強カスルト拒絶スルニ對シ

例ニテ全部役員信託會議ヲ舉テ今午執行部理社

年終迄留置スルニ由ルニ由ルニ今午執行部理社

1286
大正十一年七月三日

(兵庫縣)

日本電報株式會社 社長 渡邊 謙

本年議ノ指揮者 榎葉 一ハ位友仲銅危崎工場ノ年

議、後殿以迄言ヲ當ラト共ニ形勢連動ヲ強退ニトテ全表ニ

見ニ右降ヲ好強玉松末危ニテ榎葉ノ職ヲ位ニ存人

元存年議解決後強退トテ高言曰テ

榎葉工運心四降也ヲ建強中ナルニカテ若者ノ洞停ヲ希説

之ヨリ見テ、如ク位友ノ強退ヲ見テ高言衰、見ノ感アリ

(七月五日 稿)